

第2次瑞穂町生涯学習推進計画

～豊かなこころを育むまち～

【後期計画】

素案

令和8年3月

瑞穂町教育委員会

目 次

第1章 生涯学習の背景と取組

生涯学習とは	2
第1節 国の動向	3
第2節 東京都の動向	4
第3節 瑞穂町の動向	5

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の目的	1 4
第2節 計画の位置付け	1 4
第3節 計画の期間	1 4
第4節 計画の評価	1 5
第5節 計画の将来	1 5

第3章 生涯学習推進施策の体系

第1節 基本的な考え方	1 8
第2節 推進計画の基本方針	1 8
第3節 生涯学習推進体制の体系	2 1

第4章 生涯学習推進の施策の方向性

第1節 あらゆる年齢における学びあい	2 4
第2節 生涯学習の場と機会の提供	2 6
第3節 自主的な学習活動への支援	2 8
第4節 生涯学習に寄与する図書館の利活用	3 0
第5節 生涯学習推進体制の整備・評価	3 2

第5章 生涯学習推進への具体的施策

1 あらゆる年齢における学びあい	3 4
2 生涯学習の場と機会の提供	3 8
3 自主的な学習活動への支援	4 2
4 生涯学習に寄与する図書館の利活用	4 6
5 生涯学習推進体制の整備・評価	4 8

第 1 章 生涯学習の背景と取組

生涯学習とは

生涯学習とは、学校教育、家庭教育、社会教育、企業内教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など、人々が生涯において様々な場や機会に行う、あらゆる学習活動のことを意味します。

生涯にわたって学ぶということは、ライフスタイルやビジネスを充実させるための知識の修得だけでなく、生きがいや心の豊かさ(ウェルビーイング)に結びつきます。また、学習によって地域のつながりをもたらし、よりよい人間関係が生まれ、豊かで住みよい地域が実現されます。そして、学習した人々が地域の担い手として地域づくりに参加し、学習の成果をまちづくりに生かしていくことが期待されています。

「教育基本法」第3条では、生涯学習の基本理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

第 1 節 国の動向

「生涯学習」ということばの基となった「生涯教育」という概念がわが国で初めて使用されたのは、昭和 56 年の中央教育審議会の答申でした。

昭和 60 年から同 62 年の臨時教育審議会答申では、「生涯教育」という表現を改めて、学習者の視点に立った「生涯学習」を用い、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習した成果が適切に評価される社会を形成した上で、家庭・学校・地域など社会の各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備していく必要がある旨を生涯学習体系への移行として提言しました。昭和 63 年には、文部省（現文部科学省）に生涯学習局が設置され、平成 2 年 6 月には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定されました。また、平成 4 年、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」が出され、それ以後、生涯学習関連のさまざまな問題に対処するための方策が講じられました。

さらに、平成 18 年 12 月には「教育基本法」が改正され、生涯学習の理念（第 3 条）、家庭教育*（第 10 条）、幼児期の教育（第 11 条）、社会教育（第 12 条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第 13 条）などについて規定されました。

また、平成 27 年の国連総会において採択された S D G s *（持続可能な開発目標）の達成に向け、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされ「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」の在り方を示した第 3 期教育振興計画を経て、令和 5 年度に第 4 期教育振興計画が「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、閣議決定されました。令和 6 年度には中央教育審議会生涯学習分科会より、第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理が行われ、今後の誰もが生涯を通して意欲的に楽しく学び続ける社会を目指し、デジタル社会への対応や社会的包摂への対応、社会教育人材の育成などが求められています。

第 2 節 東京都の動向

東京都においては、平成 4 年に「東京都生涯学習審議会」が設置され、平成 6 年に「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」の答申が出されました。

平成 8 年には、第 2 期同審議会から「東京における生涯学習支援のためのネットワークの構築とその拠点としてのネットワークセンターの整備について」が建議され、平成 9 年「東京都生涯学習センター」が開設され、同年 3 月には、生涯学習施策の総合化・体系化をはかった新しい生涯学習推進計画「とうきょうまなびプラン' 97」が策定されました。このプランに基づき、平成 10 年度から 3 年間に渡り、環境、高齢社会、子どもの 3 つのテーマについて教育庁を中心とした生涯学習に関係する機関同士のネットワークづくりと学習プログラム開発などを行う、「研究開発プロジェクト事業」が展開されました。平成 14 年 12 月には、第 4 期同審議会答申を受け、学校・家庭・地域の連携・協働による仕組みづくりをめざし、学校教育を基本に据えた社会教育行政構想を展開しました。また、社会的な変化などに対応し、生涯学習の位置付けを明確化するため、第 5 期同審議会において「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について ～「地域教育プラットフォーム」構想を推進するための教育行政の役割～」についての検討が行われ、平成 17 年 1 月に答申が出されました。この答申の特徴は、それまでの 4 期が成人中心であったことに対し、子ども・若者が検討の中心に据えられたものである点で、不登校やいじめなどにおいて学校のみでは限界があることから、学校・家庭・地域が協働して当てる必要があることとしています。

また、平成 18 年 12 月の「教育基本法」の改正により打ち出された新しい教育の理念を受け、第 7 期同審議会において「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について」の答申が平成 19 年 12 月に出され、人間形成の基礎を培う「乳幼児期」の重要性を認識するとともに、地域の人々の参画を得た子どもたちを育成する取組が期待されています。平成 24 年の第 8 期審議会では「子供・若者の『社会

的・職業的自立』をめざした教育支援の総合的な方策について」を、平成 28 年の第 9 期審議会では「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策について－地域教育プラットフォーム構想の新たな展開－」を建議しました。

その他の動向として、東京都は平成 26 年 4 月、類似の機能を持つ「東京都生涯学習審議会」と「東京都社会教育委員*の会議」の機能を統合し、両附属機関を一体としました。これにより、東京都社会教育委員は廃止されました。

平成 31 年 3 月、「教育基本法」第 17 条第 2 項に基づき、国の第 3 期教育振興基本計画を参酌して第 4 次東京都教育ビジョンを策定しました。

また、令和 6 年 3 月、国の第 4 期教育振興基本計画を参酌して第 5 次東京都教育ビジョンが策定されました。第 5 次東京都教育ビジョンでは令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示しています。「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」などが謳われています。

第 3 節 瑞穂町の動向

1 生涯学習の経緯

平成 7 年度に、生涯学習推進検討委員会を庁内生涯学習関連各課から選出された職員で組織し、推進のための調査・研究や方策に関する検討を平成 11 年度までの 5 年間行いました。

平成 11 年度、社会教育課に生涯学習推進係を設置し、平成 13 から 14 年度にかけ、教育委員会による「瑞穂町生涯学習推進計画」を作成しました。この計画は、町民参画による行政計画をめざし、公募を含む 10 名の学習実践者による委員会を組織し、その骨子を教育委員会に提出しました。

平成 14 年度に策定した「瑞穂町生涯学習推進計画」について、社

会教育課を中心に生涯学習の推進をしてきましたが、「一人ひとりが生涯輝けるまち」づくりをめざし、各分野の連携を強化し、全庁をあげて取り組む計画とするため、平成２２年度に第４次瑞穂町長期総合計画を上位計画とし「瑞穂町生涯学習推進計画」を策定し、平成２８年度に「瑞穂町生涯学習推進計画【後期計画】」へ改定しました。そして令和２年度に「豊かなこころを育むまち」づくりをめざし、第５次瑞穂町長期総合計画を上位計画として、「第２次瑞穂町生涯学習推進計画」を策定しました。

●瑞穂町における生涯学習に関する主な事項

時 期	内 容
昭和 48 年 8 月	図書館 開館
昭和 60 年度	瑞穂町子ども会連合会 設立
昭和 60 年度	第 1 回青少年の主張 事業実施
平成 2 年 9 月	瑞穂ビューパーク・スカイホール 完成
平成 11 年度	総合人材リスト* 設置
平成 13 年度	生涯学習団体登録制度 創立
平成 13 年 4 月	生涯学習センター オープン
平成 19 年度	放課後子ども教室 開始
平成 19 年度	生涯学習まちづくり出前講座* 開設
平成 19 年 10 月	第 1 回こどもフェスティバル 開催
平成 20 年 3 月	スポーツ・レクリエーション振興計画 策定
平成 20 年度	青少年国際交流事業 開始
平成 22 年 3 月	子ども読書活動推進計画 策定
平成 22 年 3 月	教育基本計画 策定
平成 22 年度	生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱制定
平成 23 年 3 月	第 4 次瑞穂町長期総合計画 策定
平成 23 年 3 月	生涯学習推進計画 策定
平成 23 年 4 月	総合型地域スポーツクラブ「瑞穂笑夢スポーツクラブ」設立
平成 26 年 11 月	郷土資料館「けやき館」 開館
平成 27 年 3 月	第二次子ども読書活動推進計画 策定
平成 27 年 4 月	第 1 次教育基本計画後期計画 策定
平成 28 年 3 月	第 4 次瑞穂町長期総合計画 後期基本計画 策定
平成 28 年 4 月	瑞穂町の教育に関する大綱 策定
平成 28 年 4 月	体育施設使用料 有料化
平成 29 年 3 月	生涯学習推進計画【後期計画】 策定
平成 29 年 4 月	ふるさと学習「みずほ学」 開始
平成 30 年 3 月	第 2 次スポーツ推進計画 策定
平成 30 年 9 月	第 1 回瑞穂町図書館を使った調べる学習コンクール 開催
平成 31 年 4 月	登録文化財制度運用開始
令和 2 年 2 月	第三次子ども読書活動推進計画 策定
令和 2 年 3 月	第 2 次教育基本計画（学校教育） 策定
令和 2 年 4 月	図書館改修工事基本計画 策定
令和 3 年 3 月	第 2 次生涯学習推進計画 策定
令和 3 年 3 月	第 5 次瑞穂町長期総合計画 策定
令和 4 年 3 月	図書館 リニューアルオープン
令和 5 年 3 月	第 2 次スポーツ推進計画後期計画 策定
令和 7 年 2 月	第四次子ども読書活動推進計画 策定
令和 7 年 3 月	第 2 次教育基本計画後期計画（学校教育） 策定
令和 7 年 5 月	多世代交流センターMIZCUL リニューアルオープン

2 生涯学習の取組

平成11年度、町民が主体となる生涯学習や自主学習、主体的なまちづくりをすすめるため「瑞穂町総合人材リスト」を整備しています。

平成13年度、団体・グループ・サークル等への活動支援として、公的施設の使用料減免や印刷機の貸出しなどを行う「瑞穂町生涯学習団体登録制度」を立ち上げました。令和6年度の登録認定数は187団体で、延べ2,390人が活動しました。なお、70%が60歳以上の方で、趣味、親睦、健康等のため、多方面で精力的に活動されています。

平成14年度、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用について協定を結び、西多摩地域8市町村の図書館が利用できるようになりました。令和6年度は、延べ6,392人の町民が他市町村の図書館を、延べ3,855人の他市町村民が瑞穂町の図書館を利用しました。平成23年度には、武蔵村山市と図書館相互利用に関する協定を結び、武蔵村山市の図書館が利用できるようになり、令和6年度は延べ188人の町民が武蔵村山市の図書館を、延べ2,061人の武蔵村山市の市民が瑞穂町の図書館を利用しました。また、図書館の蔵書について、平成18年度からウェブサイトから予約ができるようになり、令和6年度は11,850件の利用がありました。

平成19年度、町民と協働して生涯学習によるまちづくりを推進するために「瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座」を開設し、令和6年度末で46講座（住民・団体編4講座、行政編42講座）の登録がありました。

平成21年度、利用者の利便性の向上をはかるため「体育施設等予約システム」を導入し、令和6年度は196件の新規登録がありました。

体育施設の有料化については、平成20年3月に策定した瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画で、施設利用の適切な負担として、公共サービス利用の受益者負担の観点から、施設利用の適正有料化を推進することとしました。また、平成23年3月に策定した第4次長

期総合計画では、スポーツ施設の管理運営のひとつとして、使用料の適正化をはかることとしました。こうした流れから、第4次行政改革大綱の方針に基づき、使用料等の免除や減額は、一定のルールのもとで行う等公平性を確保することや、生涯学習推進団体*およびスポーツ関連団体への活動支援の公平性を担保するため、平成28年4月から原則有料となり、これまでの生涯学習推進団体と同様の活動支援を行うこととしました。

平成22年度、「瑞穂町生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱」を制定し、町民（団体・グループ・サークル等）と町が協働で事業を実施していく体制を整え、令和6年度、8事業を実施しました。また、平成26年10月に「瑞穂町協働宣言*」を策定し、平成27年には町民と町が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進する「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」を発足しました。また、町民の多様なニーズに対応するため、複数の関係機関が協働していく必要があると考え、協働事業のすすめ方を示した「瑞穂町協働事業ガイドライン」を平成30年度に策定しました。令和5年度には、町民、地域の団体等（各種団体、事業者、ボランティア等）が抱える問題や課題を解決するため、協働の窓口（みずほマッチング）を設置し、地域の団体や企業と町をつなぎ、コーディネートすることにより、協働のまちづくりを推進しています。また、令和7年度に近隣大学と包括連携協定を締結し、今後、生涯学習を含むさまざまな分野で、官学連携という新しい形での交流や人材育成、活力ある個性的な地域社会の形成・発展が期待されています。

3 生涯学習の課題

今日の社会情勢は、少子高齢化がすすみ、インターネット、携帯電話、スマートフォンなどの情報通信技術の進展に伴い、住民生活に大きな影響を及ぼしています。地域教育力の低下、地域コミュニティの衰退などの問題も生じています。

瑞穂町でも高齢化がすすみ、高齢化率は令和 7 年 10 月現在で 30.2%と年々確実に上がっています。また、全国的にみても同様に町でも町内会・自治会や子ども会、老人クラブの加入者は減り、地域コミュニティが希薄になりつつあります。地域のつながりの希薄化等によって、異なった世代間の交流が少なくなってきました。このような状況の変化の中、人と人とが交流できる場の提供や、町民と行政との協働を目的とし、高齢者福祉センター寿楽を改修し、多世代交流センター M I Z C U L を開設しました。

町では、福祉や環境問題、地域課題に関する講座や教室などを実施していますが、高齢者の学習やリカレント教育の機会も考慮しつつ、その P R をはじめ、さまざまな世代がより参加しやすい事業を展開する必要があります。また、各種講座や教室などで学習したことを、町民がボランティア活動などで生かせる仕組みや事業について、引き続き研究、改善が必要です。

また、令和元年 12 月頃から始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、コミュニティが希薄化し、町の生涯学習活動にもさまざまな影響がありました。一方で、感染症流行の経験が、新たな価値観や学びのかたちとして、自己完結型の趣味の増加やオンラインサービスの充実、リモートワーク・オンライン授業など、直接人と関わらない生活様式を生み出すという側面もありました。計画では、これらの経験を生かしながら、生涯学習をすすめていく必要があります。

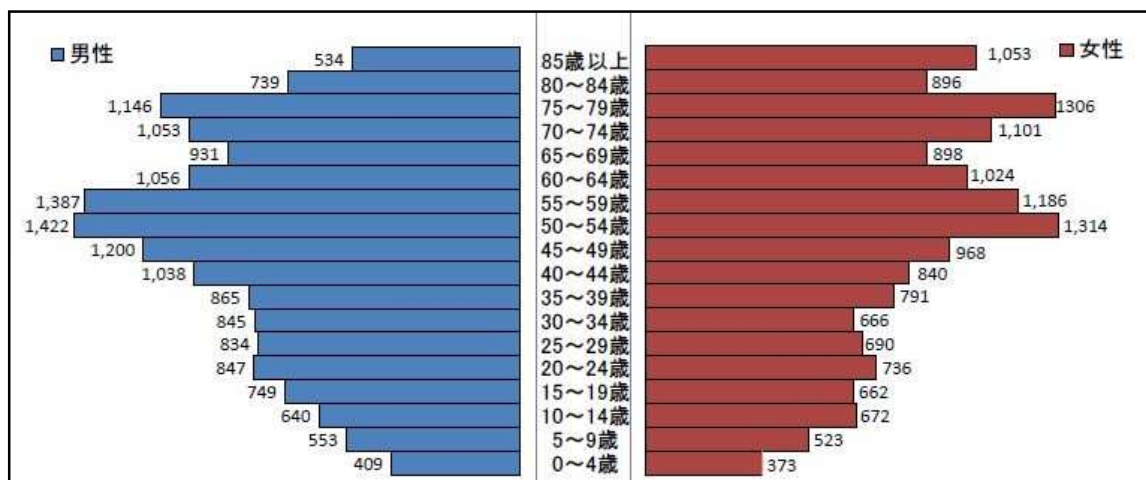
【瑞穂町年齢別人口 令和 7 年 10 月 1 日現在】

	19 歳以下	20～39 歳	40～59 歳	60 歳以上	計
男	2,351	3,391	5,047	5,459	16,248
女	2,230	2,883	4,308	6,278	15,699
計	4,581	6,274	9,355	11,737	31,947

【加入状況】

- ・町内会・自治会加入率 32% (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- ・子ども会加入者数 551 人 (令和 7 年 9 月 1 日現在)
- ・老人クラブ加入者数 660 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在)

【男女別／瑞穂町 5 歳階級別人口構成 令和 7 年 10 月 1 日現在】



4 生涯学習の推進

瑞穂町教育委員会は、令和 8 年度からの第 5 次長期総合計画後期基本計画策定にあわせ、これまでの生涯学習推進計画を骨子に関連する部署等から意見を聴き、見直しをはかりました。第 5 次長期総合計画の基本目標のひとつである「豊かなところを育むまち」をめざした計画は、後期計画策定後も各分野の連携を強化し、全庁を挙げて引き続き取り組んでいきます。

生涯学習は、子どもから高齢者まですべての町民が「いつでも・どこでも・誰でも」自由に学習でき、その成果を生かすことのできる社会づくりをめざしています。そのためには、引き続き学習機会の提供や環境整備を推進する必要があります。各種講座、「まちづくり出前講座」や「総合人材リスト」など既存事業について現状に合わせ見直し、より町民の視点に立った事業内容を展開します。また、町民と町が協働し、生涯学習の観点から地域づくりや地域の教育力の向上を推進します。

施設面では生涯学習センター、スカイホール、郷土資料館「けやき館」、耕心館、図書館、元狭山ふるさと思い出館、町民会館、3 箇所ある各コミュニティセンターなど既存施設を活用し事業を推進します。今後、社会情勢や人口構造の変化をふまえ、町内で公共施設の適正な配置

と効率的な管理運営をめざし、必要な住民サービスを確保した上で、整理統合や除却、施設使用料について受益者負担の適正化なども含め検討が必要です。大規模改修や建替えなどを検討する場合には、町財政状況を勘案しつつ、クラウドファンディングやネーミングライツ、P P P / P F I などを活用した公共サービスを研究します。また、各施設の老朽化がすすんでいる現状をふまえ、施設ごとに適切な維持管理につとめるとともに、利活用も含め今後のあり方について検討していきます。

生涯学習社会の実現に向け「あらゆる年齢における学びあい」、「生涯学習の場と機会の提供」、「自主的な学習活動への支援」、「生涯学習に寄与する図書館の利活用」、「生涯学習体制の整備・評価」を基本方針とし、「町民の担う役割と行政が担う役割」を検証しつつ推進します。

第 2 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の目的

この計画は、町民の誰もが、生涯のいつでも、自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現をめざして策定したものです。

計画の推進にあたっては、「豊かなこころを育むまち」づくりを基本方針として、町民の担う役割と行政が担う役割を検証しながら、町民とともに全庁を挙げて取り組みます。

第 2 節 計画の位置付け

この計画は、第 5 次長期総合計画後期基本計画を上位計画とします。加えて、第 4 次長期総合計画から引き継がれた基本理念である「自立と協働」を念頭に、基本目標のひとつである「豊かなこころを育むまち」を具現化するために策定する個別計画です。

瑞穂町の生涯学習を推進するために、学校教育、スポーツ、読書、保健福祉など、町の各分野における個別計画との整合をはかるとともに、瑞穂町社会教育委員の会議からの意見等をふまえ、瑞穂町における生涯学習に関する施策全般を位置付けるものです。また、「誰もが気軽に話し、地域やグループなどに参加できるコミュニティの実現」、「地域問題の解決をはかるために、地域やさまざまな団体等とのネットワークづくり」、「住民団体の自立化と町職員の意識改革をはかり、既存の活動や新たな事業の協働による展開を検討する」など、取り組むべき具体的な内容を示します。

第 3 節 計画の期間

この計画の期間は、第 5 次長期総合計画との整合をはかるため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間としましたが、社会経済情勢の変化などにあわせて、前期 5 年間終了時に見直しをしたものです。計画期間は令和 12 年度までとなっています。

第4節 計画の評価

本計画の達成状況については、町民の生活や社会的状況の変化に柔軟に対応するため、各事業について毎年度評価を行い、計画期間の中間年である令和7年度に中間評価を行い、今回の改定に合わせ各部署の取組や現状を反映しました。本計画の最終年度には総括的な評価を実施します。具体的な評価については、関連部署で評価の後、社会教育委員等が2次評価を実施します。また、進捗管理については教育部社会教育課が行います。

第5節 計画の将来

本計画の前期5年間が終了し、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境が整備され、その成果を生かすことのできる仕組みが整いつつあります。

引き続き計画を推進することで、より多くの人々が文化・芸術や趣味の活動や、年齢や体力に応じたスポーツに親しむことにより、人と人との交流および地域と地域との交流が盛んになり、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会となっていきます。

第 3 章 生涯学習推進施策の体系

第 1 節 基本的な考え方

町が実施している生涯学習関連の諸事業を体系化し、町民等が自ら望んで文化的教養等を高め得る環境や、学習の成果を地域社会の発展やボランティア活動に生かせるような条件整備をめざします。また、町民をはじめ各種団体および関連機関等との連携と協働により、諸施策の効果的な展開をはかっていきます。

第 2 節 推進計画の基本方針

1 あらゆる年齢における学びあい

生涯にわたって自由に学び、町民一人ひとりが、自らの能力や資質を最大限に発揮し、自己実現をはかることができるよう、あらゆる年齢において、個性を尊重した生涯学習を支援します。また、学校・家庭・地域との連携により、地域社会全体で協力しながら、子育て支援や青少年の健全育成に取り組んでいきます。

2 生涯学習の場と機会の提供

学習活動やスポーツの場を確保することは、講座、講習会、研修会等の学習機会の提供や、団体・グループ・サークル等による主体的、継続的な学習活動を支援するために必要です。町民の学習活動場所が近くにあり、簡単に利用できることで、気軽に学習・スポーツ活動に参加でき、学習を通じたコミュニケーションも高まります。また、国際化、高度情報化、高齢化などの社会の変化や性的マイノリティ、国籍、障がいの有無などに配慮したインクルーシブな学習機会の提供は、町民の活力ある生活を支えるために効果があります。従来の社会教育事業を充実するとともに、関連部署との連携を促進して学習機会を提供します。

新型コロナウイルス感染症の流行を経験し、私たちは人と人とがつながり合うこと、お互いの立場や人格を尊重することの大切さにあらためて気づくことができました。一方で、感染症の流行により変化した社会構造や

新たなデジタル技術等により、これまでとは異なる学びの方法が生み出されています。

このように新たに起こる課題や技術に対応した生涯学習環境を整備していきます。

3 自主的な学習活動への支援

文化活動やスポーツ等の主体的・継続的な学習活動が活発に行われているほか、青少年健全育成や福祉、生活環境の向上などに関わる様々な分野での活動団体等も増えています。図書館では改修工事が令和4年3月に終了し、新しい機能を備え、新たな交流を生み出しています。また、高齢者福祉センター寿楽を改修した、多世代交流センターMIZCULでは高齢者間の交流だけでなく、さまざまな年代の交流が生まれています。

文化活動やスポーツなど、日頃のさまざまな学習活動の成果を発表する機会を充実させます。こうした行事が成果発表のみにとどまらず、参加した町民の新たな学習活動のきっかけとなるよう、参加者交流型の行事など学習機会の提供をめざします。

町民の自主的、自立的な学習を推進するため、団体・グループ・サークル等の主体的・継続的な学習活動の支援、町民の企画、運営による学習機会の創出をすすめていきます。また、学習活動に必要な指導者の確保や生涯学習関連情報の提供をすすめるとともに、連携、交流を強化し、すべての町民が生き生きとしたまちづくりをめざします。

4 生涯学習に寄与する図書館の利活用

図書館は開館以来、貸出による資料提供サービスを中心に施設や蔵書構成等が整備され、世代を特定せず誰もが利用できる社会教育施設としての役割を担ってきました。

町民が図書館に求めるものは社会の状況を反映して変化しています。図書館の基本機能である、資料の収集・整理・保存・提供といった従来のサービスに加え、町民の身近な疑問や課題を解決するための支援や、寛いで読書や学習ができる自分の居場所としての役割も求められるようになって

きました。

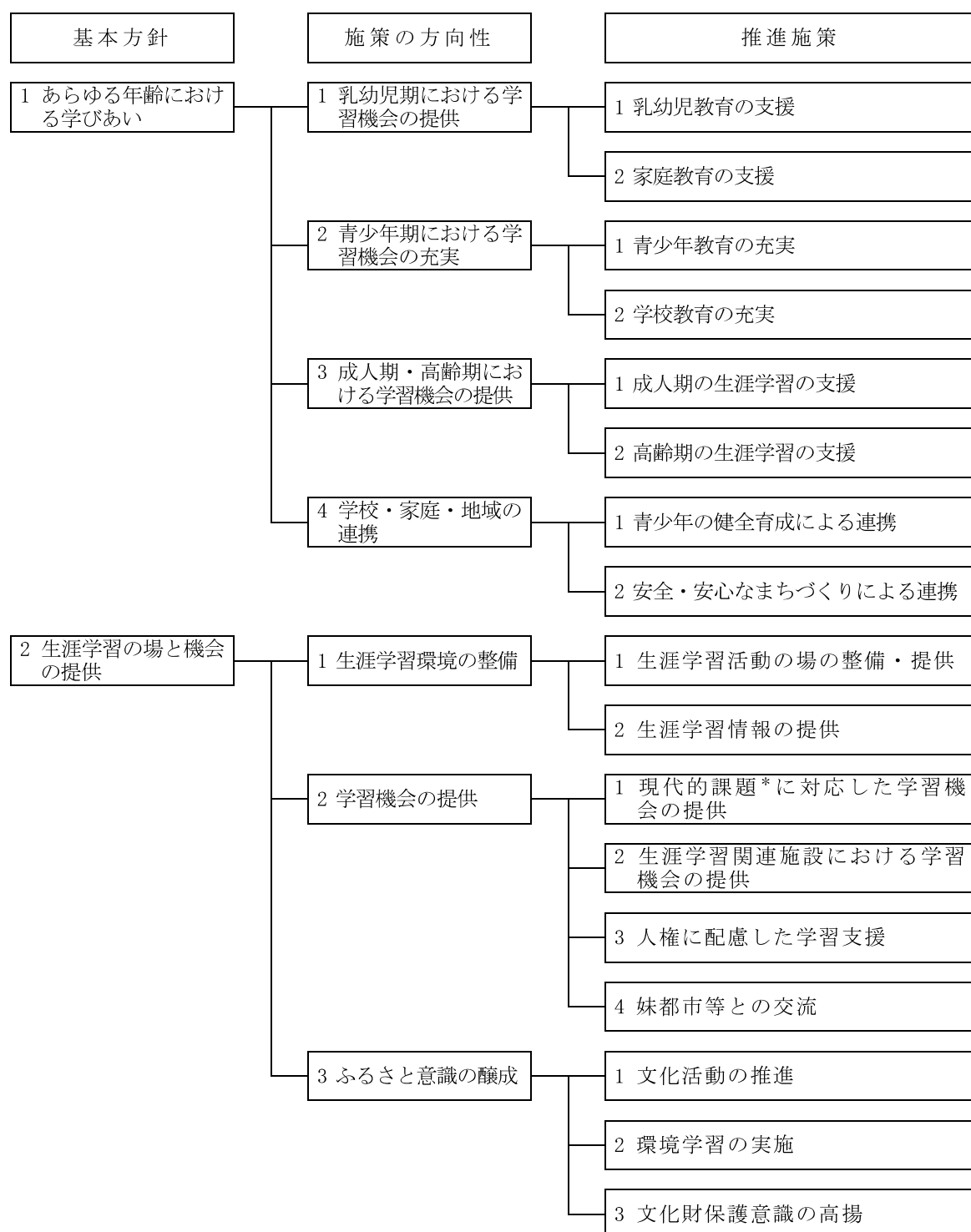
また、読書活動は世代を超えて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、学びを深め、人生を豊かに生き抜く力を身に付けていく上で有効な手段であり、生涯学習の基本となるものです。

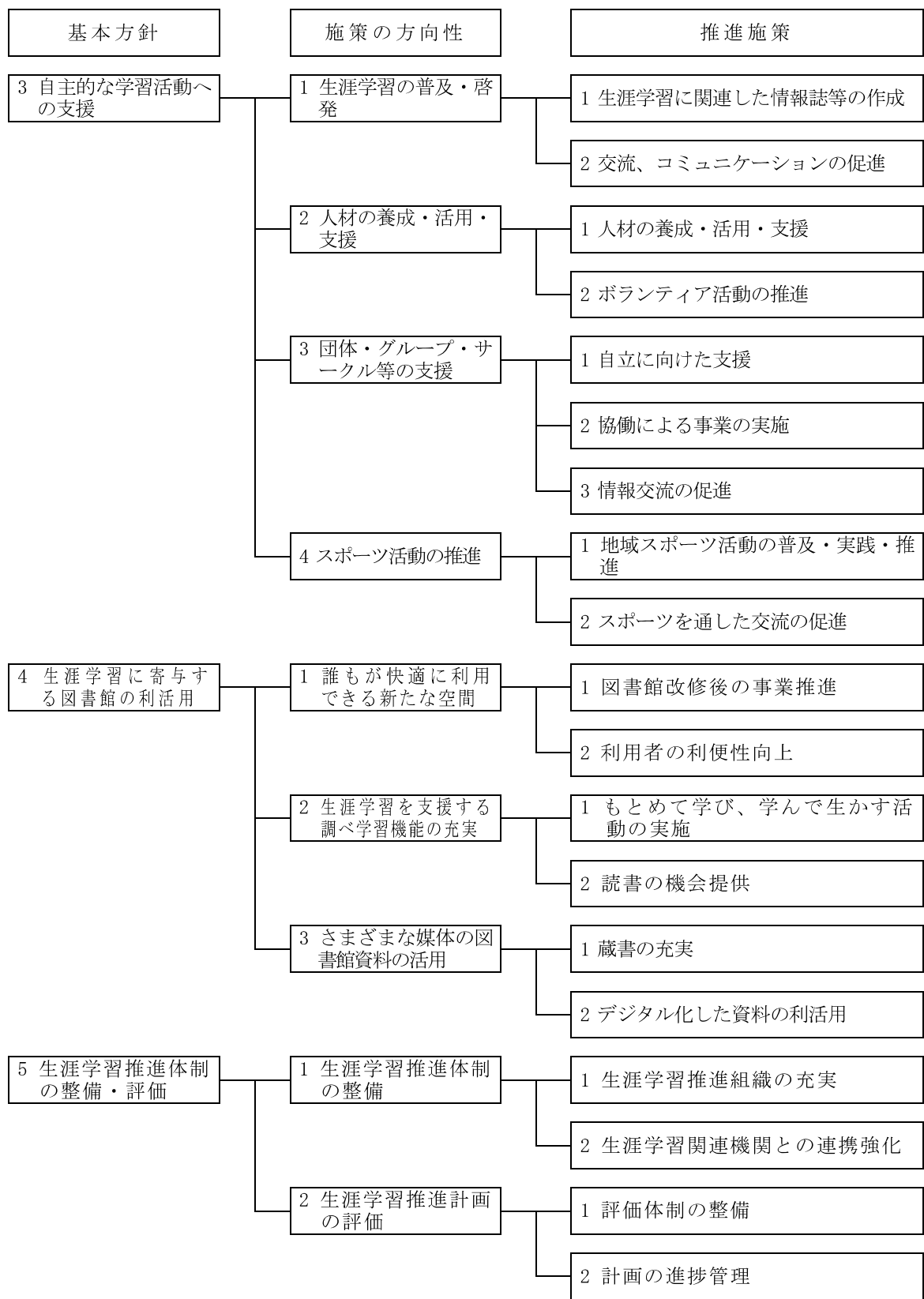
誰もが、いつでも、どこでも、気軽に読書や学習ができる環境が身近にあることは、町民の生涯学習を支えるために必要不可欠です。加えて、図書館事業や町民との協働によって生まれる多様な学習機会は、世代を超えたさまざまな交流が生まれることでより一層豊かなものになります。町民の生涯学習の場として図書館を利活用することで、生涯学習の推進をはかります。

5 生涯学習推進体制の整備・評価

町民の学習ニーズを的確に把握し、生涯学習を積極的に推進していくためには、教育行政だけではなく、町全体のひとつの大きな取組として推進する必要があります、その体制づくりがもとめられます。そのためには、行政内部において企画、調整、連携等が円滑に行うことのできる推進体制の確立と、あらゆる生涯学習関連施設と団体・グループ・サークル等が連携・協働して、生涯学習活動の機会・充実をはかる必要があります。

第3節 生涯学習推進体制の体系



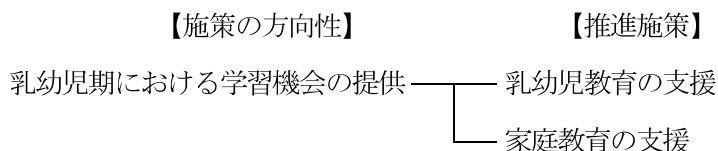


第 4 章 生涯学習推進の施策の方向性

第 1 節 あらゆる年齢における学びあい

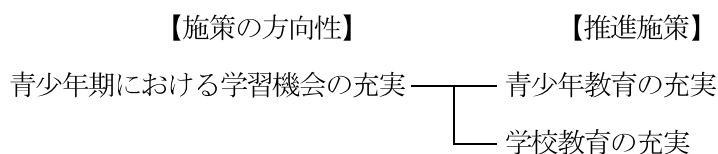
1 乳幼児期における学習機会の提供

家庭は、生涯学習の原点であり、全ての教育の出発点です。乳幼児期の子どもは、心身の成長・発達が急速にすすみ、その後の健全な成長・発達に影響を及ぼす非常に重要な時期です。この時期の子どもを持つ親は、育児を通じて地域と関わり、親として成長する一方、子育ての負担が母親に集中しがちです。親子同士の交流の機会を設けるなど、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるように環境、場の提供につとめます。また、子育てにおける家庭教育の重要性についての普及・啓発活動につとめるとともに、家庭における教育機能の向上をはかるため、学習機会の支援等をしていきます。



2 青少年期における学習機会の充実

青少年期の子どもは、学校生活や交友関係において他者への思いやりや規範を学び、家族の支えのもとで健やかな心やからだを育み、正しい生活習慣を身につける時期です。児童期には、親子で一緒に参加する学習機会を充実するとともに、子どもを教育する立場である保護者の学習機会を提供します。青少年に関わる団体の連携を強化し、地域の教育力を高めます。青少年期の心と身体の健全な育成は、生涯における学習活動に大きな効果があります。体験活動、ボランティア活動を中心に、子どもたちが新たな時代を生き抜く能力、意欲、個性を育み、社会生活に役立つような学習活動・読書活動の普及啓発や推進をはかります。



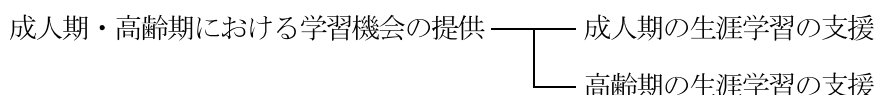
3 成人期・高齢期における学習機会の提供

成人期の学習活動は、学習内容も幅広く、多様な学習方法、学習形態があり、個々の成果（自己実現）にとどまらず、その成果を地域還元するための支援と、その成果を活用した地域の活性化をめざします。また、高齢期に向けた生きがい創出のための学習活動も推進します。

高齢期の学習活動は、人生をより豊かなものにするため、仲間とのより良い関係を結びながら幅広い学習の継続を支援します。また、高齢期は、地域の活動により多く参加する機会があり、これまで得た豊かな経験や知識を地域や社会に生かすことで、高齢者の自立の意識を高め、子どもたちとふれあうことにより、生き生きとした高齢期の役割を持つことが可能となります。自分の知識を若い人に伝えたり、教える場を創出するなど、地域の人材として活躍するためのシステムを構築します。

【施策の方向性】

【推進施策】

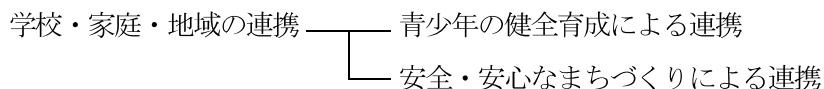


4 学校・家庭・地域の連携

子どもたちの教育は、学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要です。子どもたちが、地域の大人とのふれあいや、遊びや自然に親しむ体験などを通して、いろいろな世代の交流が深められるよう、PTAや青少年健全育成団体等の活動への支援など、学校・家庭・地域が一体となった青少年の健全育成による連携に取り組んでいきます。また、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となり、安全・安心なまちづくりによる連携を推進していきます。その取組のひとつとして、近年加入者数が減少している子ども会の活性化のため、活動費用の補助や、広報活動など継続的な支援が重要です。さらに、教育現場のICT*環境を整備することにより、新しい時代の教育の実現に向けた学校と地域の連携・協働をめざします。

【施策の方向性】

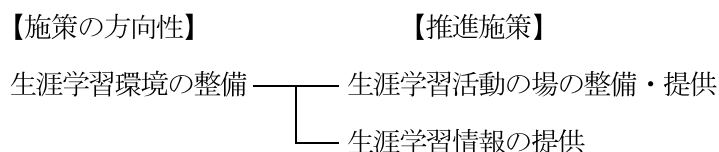
【推進施策】



第2節 生涯学習の場と機会の提供

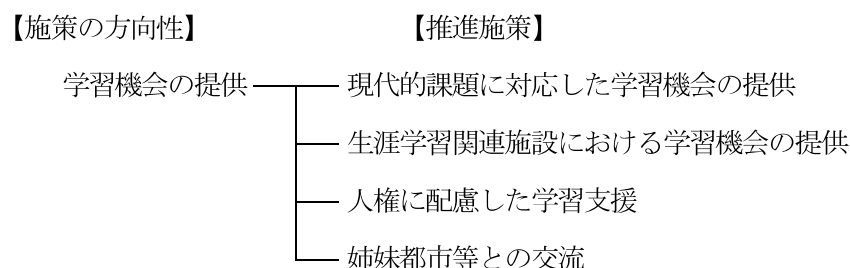
1 生涯学習環境の整備

生涯にわたり自身に必要な知識や技能、技術を学び、活用し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現するためには、人生を豊かに生きられる環境を整備することが不可欠となります。町民の学習活動に関する施設、情報、人材等の条件を整備することは、生涯学習のためのまちづくりへとつながります。学習活動やスポーツの場の確保は、講座、講習会、研修会等の学習機会の提供や、団体・グループ・サークル等による主体的・継続的な学習活動を支援するために必要です。また、生涯学習を普及・啓発し、推進するためにも、生涯学習の現状を把握するとともに、生涯学習に関する情報を収集し、提供することが重要です。各施設の特徴を活かした講座や教室の充実をはかり、町民の学習機会や情報を提供することにより、「いつでも・どこでも・誰でも」学習できる環境の整備につとめます。



2 学習機会の提供

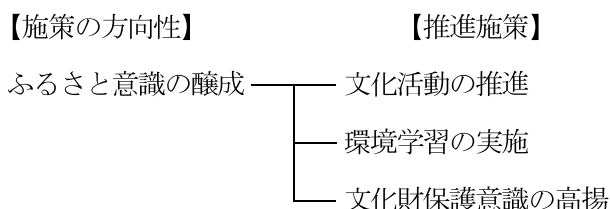
国際化、高度情報化、少子化、高齢化などの社会の変化から生じる多様な課題、いわゆる現代的課題や性に関する多様性による人権の問題などに対応した学習機会の提供は、町民の活力ある生活を支えるための手段となります。従来の社会教育事業を充実するとともに、関連部署との連携を促進し、社会の変化から生じる課題を解決するための学習機会を提供します。



3 ふるさと意識の醸成

団体・グループ・サークル等による主体的・継続的な学習活動として、緑豊かな狭山丘陵や狭山池、残堀川など、町の資源を生かした活動を推進します。主要な文化活動の場であるスカイホールや文化・芸術の空間を提供する耕心館、町の歴史を次世代に伝えていくほか、自然や文化の拠点となる施設として整備された郷土資料館「けやき館」といった各施設では、優れた文化・芸術に親しむ機会の提供や、文化団体などが自立するための支援を行うことや文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを普及・啓発していきます。文化・芸術の振興として、耕心館と郷土資料館が一体となった、音楽や演劇、文化活動などの成果を発表する場の創出および事業の充実をはかります。文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを伝えることで、小・中学生のふるさとに対する愛着、関心を向上させ、後世に引き継ぐことが重要です。

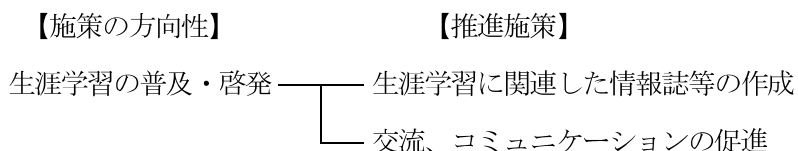
文化財保護については、指定文化財制度に加え、平成31年度から貴重な有形・無形文化財の保護活用を目的とした登録文化財制度も新たに制定し、人々が生涯に渡り地域の文化財を慈しみ、保護活用する意識を醸成します。また、地域の歴史や自然、環境等をテーマとした学習団体が継続的な学習活動が展開できるように支援します。



第3節 自主的な学習活動への支援

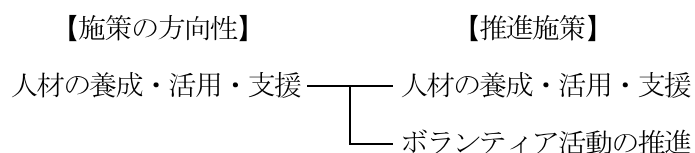
1 生涯学習の普及・啓発

生涯学習は、人間の生涯を通じた学習活動全般にわたる幅広い概念です。生涯学習は、知識、教養、趣味などを含め、社会生活全般に渡り、より豊かな生活の向上をめざした欲求の中から生まれ、育まれます。生涯学習は、特定の町民を対象にしたものではなく、子どもから高齢者まで、すべての町民に関わるもので、自分を高める学びの姿勢が生涯学習です。この生涯学習が「いつでも・どこでも・誰でも」できることを、より多くの町民が意識し、主体的・継続的に展開できるよう普及、啓発します。



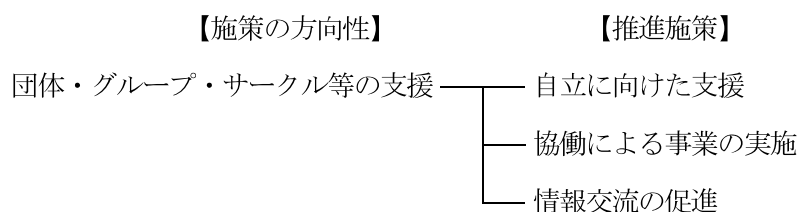
2 人材の養成・活用・支援

社会情勢の変化に伴い、学習の形態も多様化し、より多彩で高度なものが求められています。幅広い年齢層が学びを通して地域に関わり、交流し、地域に居場所をつくることで、今後の地域を担いゆく将来世代を育むための仕組みが必要です。町民の生涯学習を支える新たな人材を発掘し、育成支援していくとともに、生涯学習活動の担い手となるよう、リーダーの育成を行います。加えて、多彩な知識や技能を持つ人材の積極的な活用をはかり、町民、団体、大学や企業等と町の連携・協働による新たな交流や人材育成、地域社会の活性化による生涯学習のまちづくりを推進します。また、生涯学習推進にあたる町と学習者との新たなパートナーシップ（関係づくり）を確立します。



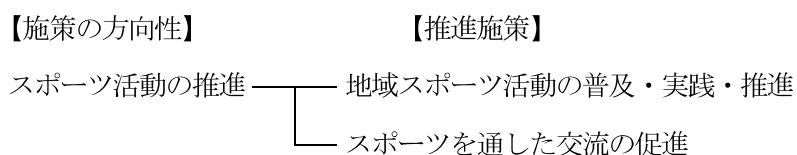
3 団体・グループ・サークル等の支援

団体・グループ・サークル等の学習活動は、仲間づくりやコミュニケーションを促進することにより、効果的な学習活動の展開が期待されます。このような学習活動を通し、生涯学習への認識が変わり、教育という講師と受講者の関係から、共に育ついわゆる「共育」へと学習内容も高まります。学習活動は、団体・グループ・サークル等によるものが継続的なものになります。社会教育関係団体や生涯学習を展開する団体・グループ・サークル等による学習活動を地域の生涯学習推進の核として、生涯学習によるまちづくりへとつなげていきます。また、各団体の状況や活動内容を注視しつつ、活動支援を進めるとともに、支援の在り方について、研究を進めます。



4 スポーツ活動の推進

体を動かし、汗を流すことは、現代社会において、健康の維持・増進、リフレッシュ、運動不足の解消やストレスの発散、生活習慣病の予防等に対して効果的な方法であるといえます。健康は、継続的な生涯学習活動を展開する原点であり、より多くの町民が健康であるために、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず生涯にわたって日常的にスポーツ活動を楽しみ、スポーツを通じて社会への参加や、仲間や地域のコミュニティとの絆を強めることができるよう、スポーツ活動を推進します。

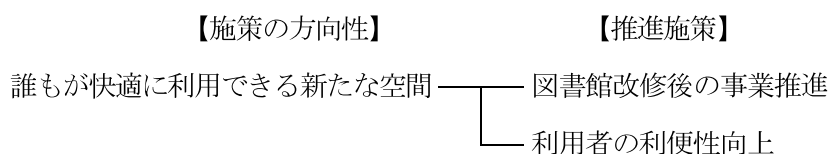


第4節 生涯学習に寄与する図書館の利活用

1 誰もが快適に利用できる新たな空間

図書館は大規模改修により誰もが自分の居場所と感じられる図書館に生まれ変わりました。親子連れが安心して読書に親しめる「みずほ育」エリア、若い世代の学習の場でもある「ティーンズ」エリア、豊かな自然を身近に感じながら屋外で読書ができる「読書テラス」など、滞在目的によって使い分けることができるエリアが設けられました。

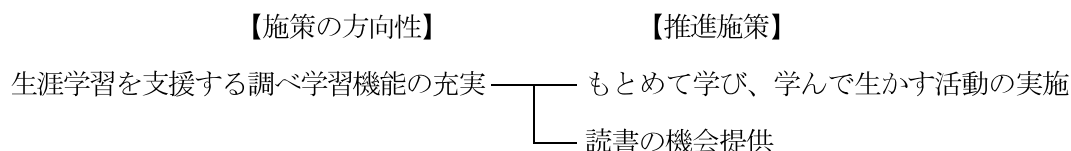
また住民の声から生まれた会話や飲食ができるエリアや、禁止事項のない図書館運営は、子どもから大人まで幅広い世代の町民が気軽に図書館に来館し、本に親しまれる空間になっています。今後も町民の要求や社会情勢の変化に対応した柔軟な運営を行います。



2 生涯学習を支援する調べ学習*機能の充実

図書館を使った調べる学習コンクールの実施など、児童・生徒のみならず、成人の生涯学習の支援およびプログラムの提供を行います。

また、調べ学習の際に資料の検索性を高めるとともに、新たな知的好奇心との出会いを創出するため、従来の分類にとらわれないテーマ別の配架を行います。加えて、来館が困難な高齢者等を対象とした本の宅配サービスを令和4年度4月より実施しています。

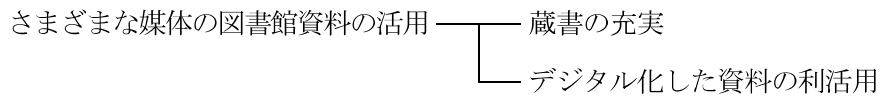


3 さまざまな媒体の図書館資料の活用

図書館では町民の文化、教養、調査、研究に寄与するために蔵書の充実を図っています。また、紙資料以外に、視聴覚資料としてのCDやDVD、インターネットから閲覧できるデジタル化された地域資料等を用意しています。加えて改修に伴い、図書館にはWi-Fi環境を整備することにより、様々な情報源に触れる機会を提供しています。図書館を活用することで多様化する学習形態への対応が可能となるように資料の充実を推進します。

【施策の方向性】

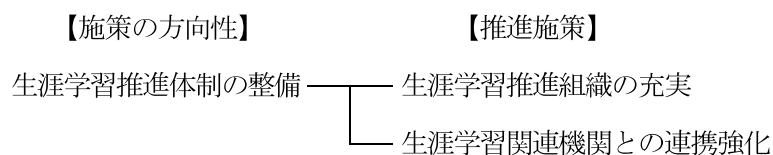
【推進施策】



第5節 生涯学習推進体制の整備・評価

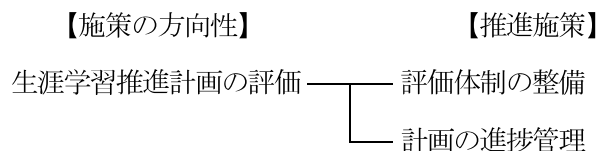
1 生涯学習推進体制の整備

誰もがいつでもどこでも気軽に学習できる環境の整備を行うとともに、生涯学習推進団体の自立した活動の支援を継続します。また、支援制度は町民が制度を理解して活用する必要があります。町は町民の視点に立ち、生涯学習を推進する体制を整備します。



2 生涯学習推進計画の評価

第5次長期総合計画の基本目標のひとつである「豊かなこころを育むまち」の実現に向け、評価体制を構築していきます。事業については、「学習成果の測定や表示」と「学習実績の賞賛」の二面性をもって評価していきます。



第 5 章 生涯学習推進への具体的施策

1 あらゆる年齢における学びあい

1 乳幼児期における学習機会の提供

(1) 乳幼児教育の支援

事業名	事業概要	所管又は関連団体
保育所子育てひろば事業の実施	地域の認可保育所等を利用していない親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて子育て家庭の支援を行います。	子育て応援課
子育て支援事業の実施	乳幼児と保護者を対象に、定期的に乳幼児の集団遊びや親同士の交流の機会を提供します。乳幼児のより良い成長と、親が子育てについて学び、成長することを目的とします。	子育て応援課
おはなしの会の開催	幼児期の読書活動を促進するための読み聞かせを、図書館および各地域図書室で開催します。	図書館
母子保健事業の機会を通じた乳幼児期の読書活動の支援	母子保健事業に参加する乳幼児とその保護者に対して、乳幼児ブックスタート*や、絵本の読み聞かせなどを行い、乳幼児期から本に親しむ環境を整え、子どもの発達段階に応じた適切な選書ができるよう支援します。	子ども家庭センター課 図書館

(2) 家庭教育の支援

事業名	事業概要	所管又は関連団体
男性の育児参画	父親の子育てなど、育児参画への意欲が年々高くなってきている中、男女共同参画社会の実現に向け、父と子どもで参加しやすい教室を実施し、父親の育児参画を促進します。	子ども家庭センター課
乳幼児向け事業の開催	参加者同士の交流および家庭における子どもとのコミュニケーションの手段を学ぶことを目的として、乳幼児とその保護者を対象とした手遊びやお話し会を開催します。	子育て応援課
子ども家庭センター事業を通じた家庭教育の支援	子ども家庭支援センター・子育て世代包括支援センターの事業を通じ、家庭教育に必要な知識の提供や子育て世代の情報共有の推進、相談の場の提供を行います。	子ども家庭センター課
家庭教育・親子体験教室の推進	乳幼児とその保護者を対象とし、親子体験教室や子育て支援講座など、家庭教育に関する学習活動への普及啓発や推進をはかります。	社会教育課 関係課
読書講演会や講座の開催	図書への関心を高め、読書活動を推進するため、読書講演会や講座を開催し、図書への関心を高めます。	図書館

2 青少年期における学習機会の充実

(1) 青少年教育の充実

事業名	事業概要	所管又は関連団体
ジュニア研修事業の実施	小学5年生から18歳までの青少年を対象に、学校ではできない自然体験を通して、他校の子どもと交流をはかり、協力して作業を行うことで、協調性や社会性を育みます。	社会教育課
ジュニアピアノコンテストの開催	ピアノ演奏を通じて、生涯、音楽を心の友とする健全で情操豊かな人間性を形成します。	図書館
ニュースポーツ*教室の開催	誰もが楽しく参加しやすいニュースポーツを世代ごとに交流を通して、社会性や基本的ルールを身につけることを目的に実施します。	社会教育課

(2) 学校教育の充実

事業名	事業概要	所管又は関連団体
豊かな体験活動の充実	総合的な学習の時間や特別活動における体験活動等の学習時などに、地域の専門家や職業従事者に依頼して学習活動を支援します。中学生の職場体験活動においては、公共機関等の協力のもとに実施します。	教育指導課
学校図書室との連携	小・中学生の読書活動を促進するため、学校図書室と連携します。また、朝読書への協力など、学校との支援を推進します。	図書館

3 成人期・高齢期における学習機会の提供

(1) 成人期の生涯学習の支援

事業名	事業概要	所管又は関連団体
二十歳を祝う会第二部の実施	対象となる二十歳を迎える方から募集した実行委員の企画運営により、二十歳を祝う会第二部を開催できるよう支援します。	社会教育課

(2) 高齢期の生涯学習の支援

事業名	事業概要	所管又は関連団体
高齢社会対応事業の実施	50歳以上を対象とし、地域の人材を活用して、高齢社会に対応した学習機会を提供します。	社会教育課
高齢者福祉センター事業の実施	高齢者福祉センター（多世代交流センターMIZCUL内）で生きがいづくりの事業を推進します。指定管理者による趣味・教養、健康づくり等の各種講座を実施するとともに、高齢者の自主グループの活動を支援します。	高齢者福祉課
介護予防事業の実施	介護予防となる体操教室の実施や、自らがリーダーとなって活躍する人材育成のため、「リーダー養成事業」を実施し、地域の活躍の場を推進します。	高齢者福祉課
移動支援事業の実施	高齢者や障がい者（児）が、円滑に外出することができるよう支援する事業です。余暇活動等、社会参加のための外出等が対象です。	福祉課

4 学校・家庭・地域の連携

(1) 青少年の健全育成による連携

事業名	事業概要	所管又は関連団体
あすなる児童館子どもまつりの開催	子どもの主体性を伸ばす活動と位置付け、子どもスタッフを募集し、企画・運営に参加し、楽しいイベントを創り出します。	子育て応援課
学校運営連絡協議会の開催	学校教育についての理解を深め、児童・生徒の健全育成をはかるため、地域、関係機関、学校との連絡協議会を通して、それぞれの役割に基づいた取組を実践します。	教育指導課
青少年問題協議会の開催	青少年に関する諸問題を総合的に調査検討し、その対策の重点的な実施を促進します。	社会教育課
地区青少年協議会活動への支援	青少年の健全育成のため、地域の実情を把握し、防犯パトロールや青少年健全育成事業など、効果的な活動に対して支援します。	社会教育課
青少年の主張意見発表会の開催	次代を担う青少年が意見を発表する場を提供します。また、発表を通して、伝える力と表現力の向上をめざします。	社会教育課
青少年健全育成事業の実施	小学生から高校生までを対象とし、地域の人材等を活用して、生涯にわたる学習活動の基礎を培う場を提供します。	社会教育課
瑞穂町子ども会連合会への支援	子どもの健全育成を促し、異年齢の子どもたちが集団で活動する中で、共同・友愛・奉仕等の精神を養い、社会性を身に付けることをめざします。	社会教育課

児童館事業の実施	スポーツ、読書、創作など自由な活動を見守り、助言します。スポーツ、料理、工作などの教室を開き、友達との交流を深めます。定期的な行事やお楽しみ会、鑑賞会等を行います。	子育て応援課
放課後子ども教室の実施	放課後の小学校等を活用し、地域の方々の参画を得て、体験や交流活動を通して、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる居場所づくりを推進します。	社会教育課

(2) 安全・安心なまちづくりによる連携

事業名	事業概要	所管又は関連団体
防災訓練の実施	災害に対し迅速かつ的確に行動が取れ、防火・防災意識の高揚や地域における防災行動力を向上させるため、町民、自主防災組織等の参加のもと、地震災害等を想定した防災訓練を実施します。	安全・安心課
自主防犯活動の推進	安全な地域社会実現のため、防犯協会や町内の自主防犯組織など関係機関と連携し、防犯活動を行います。活動では、通学路や公園での声掛けやパトロールなど、子どもの見守り活動を行います。	安全・安心課
交通安全推進協議会の活動	交通安全思想の普及徹底をはかるため、交通安全運動やイベントにおける街頭指導、広報活動を行います。また、児童・生徒に対し、交通事故防止と命の大切さについて指導するため交通安全教室を実施します。	安全・安心課
学校での避難訓練の実施	避難訓練を実施することにより、児童、生徒への防災意識の高揚をはかります。また、中学校区ごとに合同避難訓練を実施します。	教育指導課
地域見守りネットワーク協定	民間事業者等の日常の業務において、町内の高齢者等に対して何らかの異変を発見した時に情報提供を行う協定を締結しています。今後も協定の内容を推進することで、見守り体制の強化をはかります。	高齢者福祉課

2 生涯学習の場と機会の提供

1 生涯学習環境の整備

(1) 生涯学習活動の場の整備・提供

事業名	事業概要	所管又は関連団体
学校施設の開放	小・中学校の体育館等の施設を、夜間や休日等に町民に開放し、スポーツ等の場を提供します。	学校教育課 社会教育課
生涯学習関係施設の管理・運営等	各施設の講座や教室の充実により、町民の学習機会や交流の場として有効活用をはかります。また、計画的に保守点検や修繕を行い、利用者が使いやすいよう整備します。	施設担当課
指定管理者制度、P P P / P F I の導入	生涯学習関連施設において、指定管理者制度やP P P / P F I について検討、導入をはかるため調査および研究を行い、施設の管理の効率化および更なる事業の普及・促進をめざします。	施設担当課
生涯学習センターの利用	生涯学習団体の活動、また、放課後子ども教室・子ども会活動など、各種活動への支援を行います。	社会教育課
図書館相互利用	瑞穂町を含めた西多摩地域8市町村および武蔵村山市に在住する者について、行政区域を越えた図書館の相互利用を行います。	図 書 館

(2) 生涯学習情報の提供

事業名	事業概要	所管又は関連団体
広報みずほの発行	広報紙の中に「情報倶楽部」の紙面を設け、町内で活動している団体・グループ・サークル等の情報を提供します。	デジタル推進課
町ホームページの運営	情報の即時性が高く、いつでもどこでも閲覧可能な町ホームページを活用し、より見やすくわかりやすい生涯学習情報を提供します。	デジタル推進課
みずほの教育の発行	教育委員会の情報を提供する広報紙を、年3回発行します。	学校教育課
教育委員会ホームページの運営	教育委員会の情報をわかりやすくホームページで提供します。	学校教育課
図書館の利用促進のためのPR	町民の生涯学習の拠点として、図書館の利用を促進するための各種広報を実施します。広報みずほの「図書館へ行こう」、図書館や町ホームページを活用するほか、みずほの教育で図書館をPRします。	図 書 館
図書館ホームページの運営	ウェブサイトを活用し、図書館の事業や新着案内を情報提供しています。図書館ホームページ上で利用者のリクエストを受け付け、人気の高い本や利用者の関心のある本などの傾向を把握し、選書等に活用します。	図 書 館

レファレンスサービス*の充実	利用者の学習要求に応えるため、サービスを充実します。	図 書 館
文化財だよりの発行	文化財保護意識の啓発をはかるため、文化財保護審議会の活動報告や郷土歴史講演会の内容などを中心に、文化財だよりを年1回発行します。	図 書 館
郷土資料館および耕心館ホームページの運営	郷土資料館および耕心館で実施する講演会や企画展、また、貸室の利用案内などの情報を提供しています。	図 書 館
青少年委員だよりの発行	町の青少年委員の活動について情報を提供する広報紙を、年2回発行します。	社会教育課
スポーツ推進委員活動の報告	町のスポーツ推進委員協議会の活動についてイベント告知や実施報告などの情報を提供します。	社会教育課

2 学習機会の提供

(1) 現代的課題に対応した学習機会の提供

事業名	事業概要	所管又は関連団体
レファレンスサービスの実施	利用者の調べもの学習や読書相談に対応します。	図 書 館
健康づくり推進委員会活動の推進	健康づくり推進委員会活動においては、各地区から推薦を受け委嘱された委員に健康づくりについての学習機会を提供するとともに、委員が地域で学習成果を活用できるよう、活動を推進します。	健 康 課
健康講座等の開催	生活習慣病予防の講座などを開催するほか、住民からの要望に応じて、健康教育を実施します。	健 康 課
健康診断・体力テストの実施	健康診断・体力テストを通して、自己の健康や体力について関心をもち、生涯に渡り健康な体づくりに対する知識・理解を深め、実践する意欲を育成します。	学校教育課 教育指導課

(2) 生涯学習関連施設における学習機会の提供

事業名	事業概要	所管又は関連団体
団体への図書の貸出し	学校や関係団体へ図書の団体貸出を実施します。	図 書 館
小地域福祉活動の推進	誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場として、地区会館やコミュニティセンターなどの地域資源を有効に活用し、高齢者・子育て・障がい者向けのサロン等を企画していきます。	社会福祉協議会 (福 祉 課)

(3) 人権に配慮した学習支援

事業名	事業概要	所管又は関連団体
男女共同参画社会の推進	あらゆる場での男女共同参画社会形成及び多様性を尊重する意識醸成に向けた施策を推進します。	協働推進課 関係課
人権啓発活動の推進	人権啓発活動を通して、町民一人ひとりの人権に対する意識を高めます。また、人権擁護委員および法務局（国）と連携して人権尊重をすすめます。	協働推進課
人権教育の推進	自己および他者の命を大切にするとともに、思いやりをもち、互いが心地よく生活できるよう、人権課題に対する知識・理解を深めることを通して、偏見や差別のない社会づくりをはかります。	教育指導課
交流教育の推進	障がい者との交流を通して、障がい者に対する理解をはかるとともに、思いやりや適切な支援等の意識を醸成し、偏見や差別等を払拭します。	教育指導課
福祉教育の支援	福祉全般や障がいに対する理解を深め、偏見や差別がなくなるよう、学校や地域イベントおよび地域懇談会等において、ボランティアや障がい当事者に講師を依頼して、体験談を話したり、体験学習を行います。	社会福祉協議会 (福祉課)

(4) 姉妹都市等との交流

事業名	事業概要	所管又は関連団体
国際交流事業の実施	コロナ禍によって実施できていなかった姉妹都市であるアメリカ合衆国モーガンヒル市との交流について、関係課と調整を行い、創意工夫を凝らした取組を進めます。	企画政策課 社会教育課

3 ふるさと意識の醸成

(1) 文化活動の推進

事業名	事業概要	所管又は関連団体
郷土愛の育成	児童・生徒に、ふるさと学習「みずほ学」として瑞穂町歌、瑞穂音頭の指導や町の自然環境、歴史、伝統文化に関わる教育活動を行うことで、町への愛着を深めるとともに、積極的に地域活動に参加する態度を育成します。	教育指導課
郷土に対する理解の促進	小学校の社会科の授業における「地域学習」や総合的な学習の時間、音楽科等の時間において、地域の伝統文化や産業等についての理解を深め、地域への愛着と誇りをもつことのできる教育活動を推進します。	教育指導課

瑞穂町文化賞の表彰	文化活動において顕著な成績を収めた方（団体）を表彰し、文化振興をめざします。	社会教育課
文化財保護事業の実施	文化財保護事業を通し、地域の文化財への興味関心を高めます。また、古文書講座や郷土研修会などを実施して、郷土の理解を促進します。	図書館
ふるさとづくり推進事業の実施	町の歴史や観光・自然など、町の魅力について楽しく学ぶことができる「瑞穂ふるさと大学」と「瑞穂ふるさと検定」を開催します。	図書館

（２）環境学習の実施

事業名	事業概要	所管又は関連団体
全町一斉清掃の実施	毎年６月の環境月間に合わせて「全町一斉清掃」を実施します。	環境課
環境調査の実施	大気環境調査、残堀川・不老川の水質調査、残堀川水生生物調査を定期的に行い、結果を公表します。	環境課
農業体験の実施	農業体験ができる事業を実施することで、地産地消の推進に取り組んでいきます。	産業経済課
環境教育の充実	総合的な学習の時間などで行う環境学習を通して、瑞穂町の自然や環境等への取組に理解を深めます。また、環境に対する基本的な知識・理解や保全活動についての学習を通して、環境保全に対する実践力を育成します。	教育指導課
動植物生態調査の実施	町内の動植物の生息状況について調査を実施し、企画展を開催します。	図書館
郷土資料館展示	瑞穂町の豊かな自然と生きものについてテーマごとに展示し、自然環境の保全に対する理解を深めます。	図書館

（３）文化財保護意識の高揚

事業名	事業概要	所管又は関連団体
郷土資料館展示	郷土の歴史や各時代における生活習慣に関する資料や物品を展示します。	図書館
町指定文化財および登録文化財の公開	所有者等と連携し、指定文化財および登録文化財を公開します。	図書館

3 自主的な学習活動への支援

1 生涯学習の普及・啓発

(1) 生涯学習に関連した情報誌等の作成

事業名	事業概要	所管又は関連団体
生涯学習推進団体紹介パンフレットの作成	生涯学習推進団体に関する情報を掲載したパンフレットを作成し、生涯学習の推進・参加の機会を促していきます。	社会教育課
西多摩地域図書館広域利用の推進	町民の生活圏の拡大に伴い、西多摩地域 8 市町村での広域利用をガイドブック等で周知し、推進します。	図書館
各種文化財関係資料の販売	郷土の歴史や文化財、昔の生活や習慣等を調査することができるよう、幅広いテーマで冊子を作成し、販売します。	図書館

(2) 交流、コミュニケーションの促進

事業名	事業概要	所管又は関連団体
生涯学習関係団体の交流の支援	生涯学習関係団体に交流の機会を提供し、団体間のコミュニケーションの醸成および自主的な活動の推進を図ります。	社会教育課

2 人材の養成・活用・支援

(1) 人材の養成・活用・支援

事業名	事業概要	所管又は関連団体
ジュニアリーダーおよびリーダー養成事業の実施	小学 5 年生から 18 歳までの青少年の居場所づくりの一環として、地域参画およびボランティア活動を促進し、青少年期におけるリーダーに必要な資質を高め、異年齢間の交流をはかります。 また、新たな人材の発掘や、生涯学習活動の担い手となるべく人材の育成・支援を行い、将来的に長く活躍いただけるリーダーを養成します。	社会教育課
総合人材リストの活用	町における人材情報を収集して総合人材リストを作成し、団体・地域のサークル活動や事業において引き続き利用できるようにつとめます。	社会教育課
図書館協議会委員の公募	図書館の運営等についての意見を聴く図書館協議会の委員のうち、家庭教育の向上に資する活動を行う者 2 人を公募で選出します。	図書館
人材の活用	図書館や郷土資料館の事業等において、地域の人材やボランティアを活用します。	図書館

(2) ボランティア活動の推進

事業名	事業概要	所管又は関連団体
ボランティア活動の充実	小・中学校の特別活動等において、福祉施設への訪問や活動を通して、社会に貢献することや互いに助け合って生きていくことの重要性についての理解を深めます。	教育指導課
寄り合いハウスいこいボランティアの会への支援	高齢者を中心とした多世代交流の場として、寄り合いハウスいこいを運営しています。土・日曜日・祝日を除く午前10時から午後4時まで憩いの場として利用できるようボランティアの会会員が常駐しているため、その活動を支援します。	高齢者福祉課
ボランティア等によるおはなしの会の実施	読書への興味関心を高めるため、瑞穂町図書館と各地域図書室で毎月開催します。	図書館
ボランティアセンター運営事業の実施	ボランティアに関する啓発・学習、相談・助言、情報収集・情報発信、資材・場の提供および整備などを行います。また、住民や団体とのネットワークづくりをすすめ、行政や地域団体との協働の推進をはかります。	社会福祉協議会 (福祉課)
夏体験ボランティアの実施	小学生から一般社会人までを対象に、地域でボランティア活動をするきっかけづくりのために、福祉施設などに協力を得ながら、数多くの活動メニューを企画し、その中から選んでボランティアを体験します。	社会福祉協議会 (福祉課)
ボランティア養成講座の開催	多くの町民が、様々なきっかけから地域に目を向けて地域活動ができるよう、ボランティア講座を企画し、多くの方に地域でボランティア活動ができる仕組みづくりを行います。	社会福祉協議会 (福祉課)
日本語ボランティアグループの活動	町内在住の外国人が、スムーズにコミュニケーションがとれるよう、ボランティアグループが生活レベル程度の日本語を教えます。	社会福祉協議会 (福祉課)
ボランティア協力校への支援	町内小・中・高等学校に、学校としてボランティア活動を行う際の活動助成および活動支援を行います。	社会福祉協議会 (福祉課)

3 団体・グループ・サークル等の支援

(1) 自立に向けた支援

事業名	事業概要	所管又は関連団体
老人クラブへの助成	生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための活動組織です。福祉活動への参加促進や生きがい活動・ニュースポーツ等の健康づくり活動の取組を支援することにより、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。	高齢者福祉課

各種団体への支援	団体毎の状況や活動内容を注視しつつ、町民の生涯学習を促進するため、主体的・継続的な学習活動をする団体・グループ・サークル等を支援します。	社会教育課
障がい者（児）福祉支援事業の実施	障がい者（児）を対象とした「ふれあいカラオケ大会」を、ボランティアで構成する実行委員会方式で年1回開催します。また、障がい者サロンとして「カラオケサロンあれあれあ」を障がい者団体により月1回開催します。	社会福祉協議会 (福祉課)
当事者団体への活動支援	福祉団体長会議や町内障がい者団体・施設連絡会を開催し、事業に応じた活動助成、事業協力、情報提供などを行います。	社会福祉協議会 (福祉課)

(2) 協働による事業の実施

事業名	事業概要	所管又は関連団体
瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座の実施	町が行っている仕事の内容など職員が出向き説明します。さらに、ボランティア講師による各種講座を開設します。	社会教育課
生涯学習推進のための住民提案型協働事業の実施	生涯学習の振興に効果的な事業で、幅広く住民が対象となる講演会・講習会などについて、住民が組織する団体等から企画提案を募集し、教育委員会と協働で実施します。	社会教育課
こどもフェスティバルの開催	参加団体代表者から選出された実行委員が、町と企画・運営を協議し、協働で開催します。青少年が自ら考え、行動できる場所を提供し、青少年に関わる多くの人たちとともに企画・運営し、親子のふれあいの促進、異年齢・多世代間の交流、地域との交流の場を創造する機会のひとつとして開催します。	社会教育課
総合文化祭の開催	参加団体代表者が実行委員として、町と協働で開催します。町民の文化・学習活動の成果を自主的に発表し、交流、鑑賞することで、町民の文化向上と潤いのある生活の実現のため開催します。	社会教育課

(3) 情報交流の促進

事業名	事業概要	所管又は関連団体
情報交流の促進	社会教育関係団体、文化団体、生涯学習推進団体などの代表者が一堂に会した際などに、情報交換や団体間の交流がはかれるように支援します。	社会教育課

4 スポーツ活動の推進

(1) 地域スポーツ活動の普及・実践・推進

事業名	事業概要	所管又は関連団体
瑞穂町総合型地域スポーツクラブの支援	子どもから高齢者、ハンディキャップのある方も、性別や世代・年齢などにかかわらず参加でき、各種スポーツを楽しむことができる会員制のクラブを支援します。	社会教育課
瑞穂町スポーツ賞の表彰	スポーツ競技において顕著な成績を収めた方（団体）を表彰し、スポーツ振興をめざします。	社会教育課

(2) スポーツを通じた交流の促進

事業名	事業概要	所管又は関連団体
スポーツフェスティバルの開催	スポーツへの興味を喚起するとともに、日ごろスポーツをしない方にも親しむきっかけを作り、子どもたちの健全育成、高齢者の健康保持、世代間交流を促進するため、誰でも気軽に楽しめるスポーツフェスティバルを毎年開催します。	社会教育課
駅伝競走大会の開催	町民のスポーツの振興、健康、体力づくりをすすめ、地域スポーツ活動の場と機会を提供するため、町内の6区間をたすきでつなぐ駅伝競走大会を、町内会・一般・近郊の3部門により、毎年早春に開催します。	社会教育課
総合スポーツ大会の開催	毎年、町主催で瑞穂町スポーツ協会に運営を委託して開催します。各競技種目を、スポーツ協会加盟団体が主管し、9月から約半年間かけて大会を実施します。	社会教育課

4 生涯学習に寄与する図書館の利活用

1 誰もが快適に利用できる新たな空間

(1) 図書館改修後の事業推進

事業名	事業概要	所管又は関連団体
つながりや交流の創出	図書館を利用する方々にとって新しい出会いや発見をもたらす場所となるために、利用者同士の交流を促進するような仕組みや仕掛けを検討していきます。	図 書 館
地域を学び、世界を学ぶ場の創設	地域の文化や産業について学び、活動を支える場として多くの利用者に活用してもらえるように居心地のいい空間を維持します。	図 書 館

(2) 利用者の利便性向上

事業名	事業概要	所管又は関連団体
テーマ配架の導入	従来の図書館で使われているNDC*による分類を超えて、日々の暮らしに近いテーマや、地域性に根ざしたテーマなどを設定し、それらのテーマごとに資料を配置し、本が利用しやすい環境を整備します。	図 書 館
誰もが利用しやすい図書館の検討	改修後の図書館は、高齢者や障がい者もスムーズに館内を移動できるバリアフリーの実現や誰もが使いやすいユニバーサルデザインに加え、子育て世代にとっても使いやすい設備を備えており、引き続き誰でも読書を楽しめる環境づくりを検討します。	図 書 館

2 生涯学習を支援する調べ学習機能の充実

(1) もとめて学び、学んで生かす活動の実施

事業名	事業概要	所管又は関連団体
図書館を使った調べる学習コンクールの開催	学びのプログラム計画として、普段の暮らしの中で疑問や不思議に思ったことなど、図書館資料等を有効に活用して調べ、まとめ、発表することを通し、図書館の利用価値を学ぶことを目的として開催します。	図 書 館
クリスマス会の実施	クリスマス会ではボランティアによる人形劇や、お楽しみコーナーを実施します。	図 書 館

(2) 読書の機会提供

事業名	事業概要	所管又は関連団体
本・雑誌のリサイクルの推進	図書館のリサイクル有効活用を積極的に行い、読書環境の整備につとめます。リサイクル図書の再活用は、保育園、幼稚園、小・中学校等を優先して行います。	図 書 館

図書館内企画展示の設置	工夫を凝らし、さまざまなジャンルの資料を紹介し、幅広く本に親しむ機会を提供します。	図 書 館
-------------	---	-------

3 さまざまな媒体の図書館資料の活用

(1) 蔵書の充実

事業名	事業概要	所管又は関連団体
蔵書の充実	社会の変化や時代の要請に応じるほか、町民の生涯学習を支援するため、リクエストに応えながら、さまざまな分野、さまざまな媒体による蔵書を充実していきます。	図 書 館

(2) デジタル化した資料の利活用

事業名	事業概要	所管又は関連団体
デジタル化した資料の利活用	ホームページから閲覧できるデジタル化した「瑞穂町史」や「わたしたちの瑞穂町」をはじめとした図書や、町に関する画像や音声、動画等の地域資料について、効率的な活用方法を検討し、地域を愛する機運の醸成につなげます。	図 書 館

5 生涯学習推進体制の整備・評価

1 生涯学習推進体制の整備

(1) 生涯学習推進組織の充実

事業名	事業概要	所管又は関連団体
生涯学習センター機能の充実	町の生涯学習の拠点として、各関連施設等と連携し、生涯学習に関する情報の提供、学習事業の実施、生涯学習施策の調整などを行います。	社会教育課

(2) 生涯学習関連機関との連携強化

事業名	事業概要	所管又は関連団体
生涯学習と地域づくり	現代的課題や各課で推進する学習活動に対して、地域や関係機関との連絡調整をすすめます。	社会教育課
地域教育力の向上	学校・家庭・地域の連携により、青少年健全育成活動を通して地域の教育力の向上をめざします。	社会教育課

2 生涯学習推進計画の評価

(1) 評価体制の整備

事業名	事業概要	所管又は関連団体
評価体制の整備	関連部署で1次評価後、社会教育委員等が2次評価をしています。	社会教育課

(2) 計画の進捗管理

事業名	事業概要	所管又は関連団体
計画の進捗管理	生涯学習推進計画に基づく施策の実施に対して、調査等により、その取組状況をチェックし、継続的に事業を見直し、計画全体の推進をはかります。	社会教育課

第 2 次瑞穂町生涯学習推進計画【後期計画】

発行 令和 8 年 3 月 瑞穂町教育委員会

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

電 話 042-557-6695

F A X 042-557-2693

編集 教育部 社会教育課 社会教育係